

市町障害者虐待防止センター等への支援専門職チーム派遣事業の概要

(2022年度版)

1 目的

社会福祉士会や弁護士会等の専門職域団体を中心とした広域的な業務相談支援体制を確保し、地域や施設における権利擁護の体制づくりを推進する。

2 実施主体

県（窓口及び派遣調整事務を山口県社会福祉士会へ委託）

3 実施場所

山口県内

4 実施内容

(1) 市町障害者虐待防止センター等からの要請に基づく支援専門職チームの派遣

○派遣される専門職

- (a) 社会福祉士（下記の要件をすべて満たしている者）
 - ・山口県社会福祉士会障害者権利擁護センター委員会に属している者
 - ・障害者の権利擁護の実践及び相談業務に10年以上関わっている者
- (b) 弁護士
山口県弁護士会の擁護弁護士名簿に登録する者

(2) 支援専門職チームの役割

- (a) 責任主体は市町であり、支援専門職チームは助言者という立ち位置での対応となります。虐待対応の直接的支援は行いません。
- (b) 専門職は、個人ではなく社会福祉士と弁護士のチームとして派遣し、弁護士の法的視点と社会福祉士のソーシャルワーク視点から助言を行います。
- (c) 助言を通して、担当者の虐待対応能力の向上を図ります。

5 派遣の流れ

① 派遣依頼

市町障害者虐待防止センター等は、山口県障害者権利擁護センター又は社会福祉士の支援専門職チームの圏域窓口担当者（以下、「派遣窓口」）に派遣依頼を行う。
⇒別紙「障害者権利擁護支援専門職チーム名簿」参照。

② 派遣窓口による調整

派遣窓口は、市町障害者虐待防止センター等と弁護士に対して、日程調整等を行う。

③ 会議等への参加・助言

市町障害者虐待防止センター等が主催する会議等に支援専門職チームが出席し、助言等を行う。

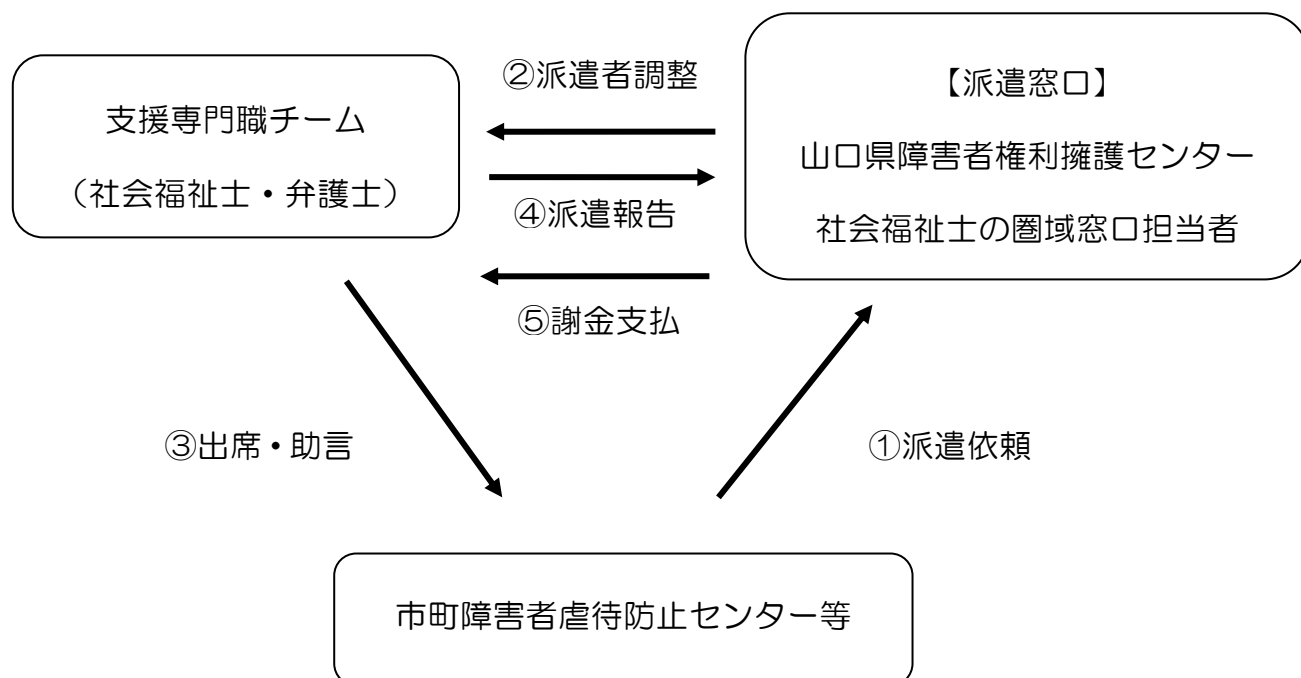
④ 派遣報告

支援専門職チームが報告書を作成し、山口県障害者権利擁護センターに報告する。
※市町からの報告は必要ありません。

⑤ 謝金支払

山口県障害者権利擁護センターから、支援専門職チームに、報酬の支払を行う。
※市町における費用負担はありません。

【概要図】



【お問い合わせ・連絡先】

山口県障害者権利擁護センター 担当／河内・松崎・森永
〒753-0072 山口県山口市大手町9番6号 山口県社会福祉会館内
TEL：083-902-8300